

【群馬県農業公社→借り手(耕作者)】
借地権による権利の設定關係

*押印又はフルネームの自署

権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称 耕作者 三郎	住所 〒371-0000 ●●市●●町●●444-4	電話番号 555-55-5555	同意欄 ※自署又は 押印	耕作者 三郎
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称 公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所 〒371-0852 前橋市総社町総社2336-2	電話番号 027-251-1220	同意欄 ※自署又は 押印	

□(H)により記載を省略。
□(I)により記載を省略。

耕作者 三郎	年齢	62 歳	農業從事日数 300 日	世帯員の農作業從事及び雇用労働力の状況(M)		主な農機具の保有状況(O)
				現在耕作又は養殖の事業に供して いる農地の面積(K)	主たる 経営作目(L)	
氏名又は名称	今回利用権設定面積(J)	農業從事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 年間延日数	種類	数量	種類
田	1200m ²	農業専従者 ※年間150日以上農業に従事	2人	和牛	頭	トラクター 1台
地	1000m ²	借入地	1人	乳牛	頭	コンバイン 1台
煙		その他	1人	豚	頭	田植え機 1台
その他		計	1人	その他()	頭	軽トラック 1台
計	2200m ²					

卷之三

(二) 各季別に、何時何分から何時何分まで、どこに到着する。

新規の「スリム」は、従来の「スリム」よりもさらに薄型化された仕様です。

(3) (1)の「特許の権利の範囲」は、「実用新案権」又は「意匠権」による当該特許の権利の範囲である。この場合、(1)の「特許権」による権利の範囲は、(3)の「特許の権利の範囲」による権利の範囲を上回る。したがって、(3)の「特許の権利の範囲」による権利の範囲は、(1)の「特許権」による権利の範囲を上回る。

(4) (G) 権の「清算の支払方法」は、(4) (F) の「清算の支払方法」(口座) を記載する。物的の場合は、(5) 権の「清算の支払方法」(物的) を記載する。

(H) 摂氏 (C) の始発駅と終着駅の状況。(G) が先に運行する場合に、(F)、(C) が後方に運行する場合に、(H) が先に運行する場合に、(F) の最終駅と終着駅の状況。(I) が先に運行する場合に、(F)、(C) が後方に運行する場合に、(H) が先に運行する場合に、(F) の最終駅と終着駅の状況。

が責任をも

3. 共通事項

この農用地利用業種等促進計画(以下、「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各審明細に定めるものほか、次に定めるとごろによる。

(1) 賃貸又は賃借
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)を受ける者(以下「農地耕作者」という。)は、賃借権を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(2) 借賃の増減額請求
農地中間管理機構(以下「機構」という。)及び賃借権の設定又は移転を受ける者は、当該土地の面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、機構、農地耕作者が協議して定める期に改訂する。

(4) 運送損害金
ア 農地耕作者は、Iの各審明細に定める期日までに借賃を支払わなければならない。

イ 運送損害金は、借賃の額に対し、法定利率で計算して得た額とする。

(5) 借賃の支払猶予
機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当期間とする運送損害金を支払わなければならない。

(6) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の農地耕作者から機構に対する農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があつた場合には、機構は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機械及び農地耕作者が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、農地耕作者の責めに帰することができない事由によれば、資料の減額の時期及び減額前の資料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の可能となつたときは減額前の農地に戻る。なお、資料の減額の時期及び農地耕作者が協議して定める。

(7) 修繕及び改良
ア 機構は、農地耕作者の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行なうことができる。ただし、その改良が軽微である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表Iに定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等
ア 農地耕作者が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、機構の同意を得る。

また、農地耕作者が附属物の設置をした場合において、貯蔵又は使用貸借が終了したときは、農地耕作者は当該附属物を返去する義務を負う。

別表I 勘査費及び改良費の負担に係る特約事項

改良費又は
改良工事

機構及び農地耕作者並びに
土地所有者の費用に関する
支払い区分の内容

機構及び農地耕作者の
償還すべき額及び方法

備考

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考